

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量         | 倉吉未来中心大ホール吊物制御盤等改修業務 一式   |
| 2 契約方式             | 随意契約  |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 平成23年8月15日  |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 三菱重工業株式会社 機械・鉄構事業本部 交通・先端機器事業部<br>兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目1-1   |
| 5 契約金額             | 38,220,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）   |
| 6 随意契約による理由        | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。<br>(政令第10条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県文化観光局文化政策課<br>鳥取市東町一丁目220  |